

## ハンガリー、ロンドンアグリーメントに加入

2010年10月28日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州特許庁（EPO）は、10月27日、ハンガリーが2011年1月1日からロンドンアグリーメントに加入すると発表した。

これは、ハンガリーが今年9月28日に「EPC65条の適用に関する2000年10月17日の合意」（通称「ロンドンアグリーメント」）への加入議定書を付託していたところ、同アグリーメント6条(2)の規定により2011年1月1日に発効するもの。これにより、38のEPC締約国のうち16か国についてロンドンアグリーメントの批准・加入が行われたこととなる。

2011年1月1日以降、欧州特許が付与された後、（指定された）ハンガリーにおいて当該欧州特許が国内特許と同じ効果を持つための条件として従来必要とされていた明細書のハンガリー語の翻訳文は、当該欧州特許の言語が英語であるかEPC65条(1)に従い英語の翻訳文が提出されている場合不要となる。また、出願人は明細書の英語の翻訳文が提出できない場合、ハンガリー語の翻訳文を提出することも可能。ただし、当該欧州特許のクレームについては、依然としてハンガリー語の翻訳文を提出する必要がある。

なお、今回の加入に伴う経過措置はない。

### <参考>

#### EPC65条 欧州特許の明細書の翻訳文

(1) いかなる締約国も、欧州特許庁により付与され、補正され、又は縮減された欧州特許が当該締約国の公用語の何れか一つで作成されていない場合、特許権者が、当該特許権者の選択による当該締約国の公用語の何れか一つによって、又は、当該締約国が特定の一の公用語の使用を定めている場合はその公用語によって付与され、補正され又は縮減された特許の翻訳文を、当該締約国の中央産業財産権官庁に提出すべきことを規定することができる。（後略）

(2)(3) 省略

#### EPC65条の適用に関する2000年10月17日の合意（ロンドンアグリーメント）6条

(1) 省略

(2) 本アグリーメント発効後の全ての批准又は加入は、批准又は加入議定書の付託がなされたから4月目の最初の日に発効する。

－ EPO によるプレスリリースは、以下参照 －

[Hungary accedes to the London Agreement \(PDF\)](#)

－ ロンドンアグリーメントの概要については、以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2006 年 10 月号 \(PDF\)](#)

(以上)